

免除資格及び受検申請にあたっての特例について

(1) 免除資格の特例

2以上の作業を有する検定職種にあっては、2以上の作業に共通する学科試験を実施しているものがあります。この場合、いずれか1つの作業の学科試験に合格している者が、他の作業の実技試験を受検する際には、当該作業の学科試験の免除を申請することができます。

次の表において、「学科試験共通作業」の同じ枠内にあるものは、学科試験問題が共通です。

| 検定職種 | 学科試験共通作業 |
|-----------|--------------------|
| 婦人子供服製造 | 婦人子供既製服パターンメイキング作業 |
| | 婦人子供既製服縫製作業 |
| 鉄筋施工 | 鉄筋施工図作成作業 |
| | 鉄筋組立て作業 |
| 機械・プラント製図 | 機械製図手書き作業 |
| | 機械製図CAD作業 |

(2) 受検申請にあたっての特例

2以上の作業を有する検定職種にあっては、2以上の作業に共通する学科試験を実施しているものがあります（上記（1）に示すもの）。既に実技試験に合格している者が学科試験を受検する場合、受検しようとする作業が令和3年度後期技能検定の岡山県の実施作業に掲げられていないものであっても、共通の学科試験が行われている作業のうち、少なくとも1以上の作業が実施作業に掲げられていれば、受検しようとする作業は受検できます。

例えば、上記「鉄筋施工図作成作業」は、今期の岡山県の実施作業に掲げられていませんが、学科試験が共通の「鉄筋組立て作業」が実施されるため、受検できます。

この場合、受検申請書には、実施作業に掲げられている作業名ではなく、受検しようとする作業名を記入してください。